



愛知淑徳大学

ジェンダー・女性学研究所

INSTITUTE FOR GENDER AND WOMEN'S STUDIES
Newsletter

第40号

URL=<http://www.aasa.ac.jp/institution/igws/index.html>発行年月日: 2015年10月15日
〒480-1197 愛知県長久手市片平二丁目9
Phone 0561-62-4111 EX 2498
FAX 0561-63-9308
E-mail: igws@asu.aasa.ac.jp

IGWS 第40号ニュースレター目次

- 第5期連続講座「恋愛で傷つけないために」開催 1
- 第1回「DVの実態と被害者支援の現状」 1
- 第2回「恋愛がセクハラにならないために」 2
- 第3回「被害者の心理と被害からの回復 ～被害者対応のポイント～」 3
- 学生感想文 4・5
- 新任所長挨拶 5
- ジェンダー雑感～NGO活動を通じて 6
- ジェンダー雑感 7
- 第31回定例セミナーとトークイベントのお知らせ 8

第5期連続講座「恋愛で傷つけないために」(2015年6月9日、17日、7月1日、全3回)を開催致しました。以下はその概要です。

第1回
6月9日(火)
星が丘キャンパス

DVの実態と被害者支援の現状

講師 可児 康則さん
(弁護士)



6月9日火曜3限に、可児康則さんを講師としてお招きし、第5期連続講座の第1回講演が星が丘キャンパスにて開催されました。講師は、これまで15年以上行政や民間団体でDV(ドメスティック・バイオレンス)の被害者支援にかかわってこられた弁護士です。DVの実態、被害者支援の現状、被害者支援を通じて感じておられること、についてお話しいただきました。

まずDVの定義から講演が始まりました。DVは、夫婦や恋人同士などの「親密な関係における暴力」と定義されました。ただ、当事者間の物理的な暴力だけではなく、相手を言葉でなじり自信や自尊心を損なわせる心理的攻撃、生活費を渡さないなどの経済的圧迫、性的強要なども含む、多様な暴力の形をDVはとるそうです。更には、「子どもには親がいる方がいい」というような社会の通念や経済的自立の問題などが被害者支援に影響を与えるという、非常に広い範囲の要素が関わる力と支配の問題がDVなのだそうです。

次にDVに関する官公庁の調査が紹介されました。内閣府が3年に1回実施している「男女間における暴力に関する調査(2014年)」では、配偶者間で女性の4人に1人がDV被害を受けた経験があり、約10人に1人は何度も受けています。交際当事者間では、女性の約5人に1人

が交際相手から被害を受けたことがあり、そのうち命の危険を感じた経験がある女性は約4人に1人(25.4%)にのぼるそうです。また、警視庁の調査では、約3.5日に1人が配偶者からの殺人(未遂も含む)の被害者になっているという、衝撃的な数字が続きました。配偶者間の暴力に対する検挙数は、痛ましい事件の発生や世論の高まりで、近年増加しているものの、現場で被害者を支援している可児さんの実感としては、10人に1人も検挙されておらず、検挙数は膨大な件数のほんの一部ではないかとお話しされました。

また、夫婦間のDVの実態として、子どもへの影響、簡単に関係を解消できない事情、加害者の特徴についてもお話しをされました。子どもが母親を守ろうとして暴力に巻き込まれたりして、母子が家を出るきっかけとなるそうです。DVは子どもを暴力にさらし、情緒の安定を奪い、脳の発達も含め心身の発育を妨げるそうです。加害者と離れて生活をするようになって、被害者には当面の生活費がなかったり、暴力にさらされてきた影響で心身の体調が不安定であったり、裁判や調停に時間・エネルギー・お金を要したりと、加害者と離れば即時に解決という簡単なものではなく、その離れるという選択肢の重みについてもお話しいただきました。また、加害者の特徴として、一見暴

力をふるうような人に見えないのに、「お前が怒らせるから」などのように相手のせいにして自分の暴力を正当化する傾向があるそうです。また、暴力に加えて相手を言語で延々と責め立てるなど多様な行動で相手を支配しようとするけれど、自らの更生には消極的で被害者意識が強い傾向もあるそうです。

このような過酷な状況下の被害者支援の現状について、続いております。公的な支援の窓口としては、警察と行政機関があるそうです。まだまだ課題はあるものの、DV・ストーカー事案には警察へ相談できること、都道府県には配偶者暴力相談支援センターの設置義務があり、愛知県には「愛知県女性相談センター」「名古屋市配偶者暴力相談支援センター」の2機関があること、を教えてくださいました。2001年に施行されたDV防止法の保護命令により、被害者や子供への接近禁止命令や、自宅からの退去命令が可能になり、これらは2014年には実際当事者間への準用が可能になったそうです。身を守るために、情報として覚えておきたいものです。

最後に、支援をされている現場で可児さんが感じてお

られることのお話がありました。被害者支援の重要なポイントは、どのように被害者の安全を確保しつつ、加害者との関係を解消していくのかにあるのだそうです。しかし、調停というのは、被害者が加害者に会わなければいけない危険な機会であり、時間をずらしたりなど、尋問の際の配慮が欠かせないそうです。また、証拠としてののこりにくい精神的暴力は、暴力の証拠として認めてもらうのが難しく、保護命令の対象となりにくいと。被害者の抱える問題への理解が至らず、家庭裁判所ででも被害者は交渉をせざるをえないというしんどさが伴うそうです。

講演後の感想として、コミュニケーション学の教員として「話しあわず逃げた方がいい関係がある」という分野や事例を目の当たりにして、しばらく考え込んでしまいました。ただ、制度があり、法があり、支援してくださる人や団体がいるということだけは記憶にとどめておき、今後自分自身やその周りで何か起こった時には、迷わず相談に行くよう覚えておこうと思いました。

(文責 IGWS 運営委員 福本明子)

第2回

6月17日(水)

長久手キャンパス

恋愛がセクハラにならないために

講師 牟田 和恵さん

(大阪大学大学院人間科学研究科教授)



1989年の日本初のセクハラ訴訟によって普及した「セクシャル・ハラスメント」(=「セクハラ」)という言葉は今日一般に定着し、1999年の改正男女雇用機会均等法によって事業主に義務付けられたセクハラ防止は「常識」になっている。しかしながら、爾来セクハラに関する様々な裁判や調査、相談に関わってきた講演者の経験から意外な問題が見えてきた。ハラスメント行為の当事者もその周囲も、セクハラにおいて何が問題なのかわかっていない、いわゆる間違った「セクハラ常識」の問題性が明らかになってきたのである。

その第一は、「嫌がっているのに強要」という常識である。これは、セクハラとは「(相手)がいやがっているのに性的言動を行う、あるいは性的行為を強要する」というイメージにあり、セクハラの法的定義とも一致しているが、実際のセクハラにおいては、当初、双方「合意」の上で恋愛から始まるセクハラもある。間違ったセクハラ常識の第二は、「セクハラ男は好色な悪漢」というものである。こうした捉え方はセクハラの結果論と見なされるべきものであり、実際のセクハラは、微妙で複雑な現れ方をする。男性側は合意・同意の上、と信じきっている場合や恋愛関係にあったとされる場合でも、セクハラと認定される場合がある。

セクハラ常識の間違いの最たるものは、恋愛がらみのセクハラを認めず、恋愛とセクハラを峻別し「恋愛がセクハラであるはずがない」というものである。恋愛がらみのセクハラは、本人にとって最も不本意感、冤罪感が強く、周囲も理解しにくく、「陥れられた」、「女性が卑怯」等といわれる場合が多い。こうした恋愛がらみのセクハラには、妄想系とリアル系がある。妄想系とは、女性の尊敬の念や、好意を取り違えて舞い上がる「さびしいおじさんのカン違い」であり、男性のときめきスイッチが入ると止まらない。一方、恋愛がらみのセクハラのリアル系の事例では、相手に影響力を行使できる力関係の上での「合意」があり、はじめはよくとも男性の都合が最優先され女性が犠牲を払うことになり、女性の事情が悪化したり、精神的に病んだり、

将来の見通しが暗くなる等、恋愛の破綻の悪影響はしばしば女性側にももたらされる。このことは「自由な恋愛が破綻しただけ」と言えず、恋愛や不倫の破綻の結果が女性の仕事上の不利益を招くとすれば、それはやはりセクハラと断ぜざるをえない。

多くの若い女性が男性の地位や権力、そのオーラを求めて寄ってきており、それを利用した悪質なセクハラが発生している。セクハラ恋愛のメカニズムは、新米の女性や初學者の女性の上司や教授への憧れや敬意、自らを評価してもらえる嬉しさがその源泉にあり、男/女が、頼りになる男性/可愛い子、という上下関係に転換されている。セクハラ恋愛とは、部下を指導する立場を利用した、「実はたいしたこと無いオッサン」が魔法が解ける前に「早めに手を出す」ことにあり、恋愛型セクハラは「不倫」に追い込まれることがしばしばある。権力関係を背景にした助言等と共に性的接近を図る男性に対し、女性は戸惑い、困惑、尊敬、信頼、「採め事にしたくない」気持ちから、悩みながらも性的関係を持つようになる。しかしながら、両者の関係がうまくいなくなり男性に不都合となると、女性は退職に追い込まれ、またそうした関係が続いても女性の悩みは深くなる。

恋愛型セクハラにおいて女性はなぜはっきりと断れないのか。そこには「仕事を辞めるわけにはいかない」女性が、相手のメンツに配慮し「うまくことを収めたい」、はっきりと断るのは「大人げない」「未熟」「女らしくない」と考え、愛想のよい態度をとり続けることで、男性が「結構、脈あり」と思い込むメカニズム



がある。こうした「曖昧さ」のために関係はさらに長引き、いよいよ断れなくなってしまう。従来、恋愛型セクハラは断りきれなかった女性の自業自得として片付けられてきたが、本来責められるべきは女性ではなく、強姦被害で女性を責める論理と同様、実際にそうした行動が極めて困難であり、そのような論理に苦しめられ自責さえる女性の側の観点からの理解が必要になっている。

必要なことは、従来の単純な恋愛観を脱し、「被害者を責める」メンタリティを自己点検すること、女性が「はっきりNOといえない」事情を充分理解しながらその先に一歩進むことである。特に相手を上に思うことが恋愛感情につながるメカニズムを自ら内面化していないか、常に点検することが重要である。

(文責 IGWS 運営委員 渡辺かよ子)

第3回

7月1日(水)

星が丘キャンパス

被害者の心理と被害からの回復～被害者対応のポイント～

講師 高山 直子さん

(カウンセラー／大学のハラスメント等人権侵害専門相談員)



1. はじめに

なぜ被害者対応が重要なのか

性暴力被害やハラスメント被害を受けたと思っている人から相談を受けた時、私たちはどう感じるでしょうか(高山さんは4つのケースを示し、皆さんに考えてもらいました)。それをハラスメントと思うかどうかは、人によってかなりの差があるのです。人によって感じ方に差があるものを法で規制することは難しい、そうだとすると、被害者を救うには支援・被害者対応という方法しかない(それが最も有効)ということになります。

ハラスメントの構造とは

被害者はハラスメント被害を受けた時、相手に分かってほしいと思い、あの手この手で意思の疎通を図ろうとしますが、加害者の目的は「支配・攻撃」であり、意思疎通を図ることなど考えていません。目的が違う加害者と被害者が交わることはありえないのです。ハラスメントは被害者の努力で改善できる問題でないという認識が重要です(こういう構造をもっていることから、自分を守るために、泣き寝入りではなく「撤退」という選択もあるのです)。

2. ハラスメント被害に遭うとは～被害者の心理の理解～ 被害者はなぜ自分を責めるのか

加害者の行為をやめさせることは簡単なことではない、職場なども十分には対応してくれない、法律(裁判)は必ずしも被害者の味方になってくれるわけでない、社会のシステムも十分でない上に、二次被害のリスクも高いというのが被害者にとっての現実です。自分ではどうにもならない現実の下では、被害者にとってコントロールできるのは自分自身の考え方や感じ方だけということになり、自分の方に落ち度があったと自分を責めることで納得しようとするのです。これは、言い換えると、法的・社会的に被害者を守るしくみが不完全な部分を、被害者個人に負わせているということになります。

被害者がNOと言えなくてもできること

被害者がNOということは簡単なことではありません。NOということは、周囲の視線が変わり孤立する、仕事を辞めなければならなくなるなど様々なリスクを伴います。しかし、NOと言わなくてもできることもあります。それは「加害者に反応しないこと」です。被害者はしばしば、加害者に強く反応したり、逆に無視したりという行動をとりますが、それは加害者の行為をエスカレートさせることになるため要注意です。被害者の対応として有効なのは、加害者に他の人と同じように接し、反応していないことをわからせることです。

3. 被害からの回復とは

被害からの回復は忘れることではない

回復とは、被害経験の記憶の優先順位が変わるプロセス

スであって、忘れることでありません。解決はできなくても「区切り」をつけることは可能です。そうしたプロセスの中で、自分を信じる力、他人を信じる力、社会を信じる力を回復していくことが、被害からの回復になります。また、回復プロセスの中で被害者に必要なことは、周囲の言動に惑わされず、自分の勘(感)を信じて、自分で判断し選択することです。このことが自信となり回復につながっていくのです。

被害者からサバイバーへ

自分に起きた被害について、「自分のせい」という理解から、被害の構造や社会的要因も含めた理解ができるようになったり、自分が大切にしたいもの、守りたいものが何かが明確になったり(自分を守ること、安心感・安全感を取り戻す)と、行きつ戻りつをしながら徐々に・必ずサバイブしていきます。ここでは、決してストレートに回復するわけでないことの理解も重要です。

4・被害者対応・支援

誤った対応

まずは、不十分な被害者理解です。しばしば、支援する側が被害者に対し、「被害者は弱く、自分では判断できない」というような勝手な「被害者らしさ」(被害者像)を求めることがあります。こうした思い込みは、被害者をさらに「被害者」にしてしまうことを理解しておかなければなりません。また、被害者対応の際、「忘れた方がいい」「どうしてそんな風になるまで気が付かなかったの」「あの人がそんなことをするからには何か理由があるんじゃない」などの発言によって、被害者を孤立させ、傷つけることもよく見られます。さらに、回復途中の被害者への対応の際にも、「良い教訓(経験)になったと思って」「新たな被害者が出ることを防いだという意味でも意義があった」のような不要なプレッシャーをかけ傷つける発言がなされることがあります。このような支援において受けた二次被害は、社会や他者への不信感を強め、「信じる力」の回復を遅らせることになります。

相手の“力”を信じる

被害者支援とは被害者の「信じる力」を回復させるプロセスであり、その力を引き出す(エンパワーメント)ことです。そのために支援者がすることは、「その人自身がその人の人生のエキスパートである」ことを常に念頭におき、本人が判断し、選択することを信じ、「待ち」「見守る」ことです。支援する側が相手を信じることで、その人が失ってきた「信じる力」(信頼)の芽を再度育むことが可能になるのです。

(文責 IGWS 運営委員 石田好江)

連続講座 学生感想文

第1回 DVの実態と被害者支援の現状

時田 幸歩

今回の講演会では、改めてDVの定義を見直し、現状を知った上で被害者があらゆる面で十分には守られていないことを学んだ。DVによる暴行での検挙数は数年前に比べ、2倍以上に増加している。さらにCMなどの広報活動を通じ、DVを疑う場合はしかるべき場所へ相談をすることが世間一般に認知されるようになり、相談件数も増え、DVという事例は人の目には触れやすくなった。

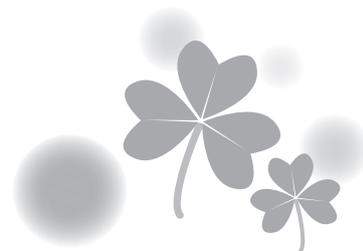
だが、肝心の被害者・相談者への法的対処や、支援については数年前からほぼ変わっていない実情がある。法しかり、裁判官の認識しかり。確かに被害者への対処は難しいものだと私も感じた。痣など目に見える暴力ならばすぐさま対応できるが、目に見えない「モラル・ハラスメント」等、人目につかないうえ、証拠が残りにくいDVなどは対処が容易ではない。目に残らないDVは法の力が及ばず、被害者の安全確保が困難である実例がある。さらに目に見えないDVは被害者本人がDVをDVと認識していない場合もある。

だからといって明るみに出ないDVを放っておいてよいものではない。それは被害者本人にとってもそうだし、被害者と加害者の間に子どもが居るのならばなおさらだ。世間に対する意思表示の手段をほとんど持

たない子どもはDVの被害者とならずとも、被害者を身近で見続けることで心身の発達を妨げられるなど結果的に被害者になってしまう。

今回の講演会を通じ、私は被害者に対し、アフターケアなどをより充実させることは当然のことながら、DV予防を心がけることが今後の重要な課題ではないか、と感じた。DVの被害にあったら相談をする、自身がDVをしている可能性があるから相談する、という「自分に関係があったからアクションを起こす」という認識ではなく、あらかじめ「DVにはこういった実例がある」「それは誰かにとってのDVではないか？」と自身に対し常に自制心を持つよう促すことがあらかじめ被害を防ぎ、人とより良い関係を結ぶ未来が開けるのでは、と感じた。

(本学人間情報学部人間情報学科4年)



第2回 恋愛がセクハラにならないために

山崎 宰

「たいしたこと無いオッサンにだまされない(笑)」。
牟田さんがおっしゃったこの言葉は非常に軽いものでありながら、強く心に残るものでもあった。「たいしたこと無いオッサン」とは権力などを振りかざし、自分がさも優秀で特別な人間であると思わせようとしているオッサンのことである。私はこの「たいしたこと無いオッサン」に心惹かれることも、屈することも断じてないであろう、と今は思っているが、実際社会に出てそういう「オッサン」に遭遇したとき、本当にはっ

きりと拒絶することができるであろうか。

「たいしたこと無いオッサン」に対して、女性たちは非常に非力である。面と向かって「NO!」と言えば、自分や相手の立場を悪くする可能性があるためうまく断り切れなかったり、実際に被害にあっても周りに打ち明けることができなかったりする。ではなぜ女性ははっきりと抵抗することできないのか。これらの大きな障害となっているのは、社会、ひいては私たち一人ひとりのセクハラへの無理解である。人間は自分

が今まで関わってこなかったり、立場が違っていたりすると、被害者の事情を無視してしまいがちになってしまう。被害者となる女性たちに、本気で嫌ならば自分の意思で拒絶すればいい、人に言えないのは自分の方にもやましい気持ちがあるからではないか、と責任を求めてしまう。本来責任を負うべき「オッサン」たちから女性へと責任がすり替えられてしまうのだ。はっきりと断れば自分の立場が危ういかも、周囲へ助けを求めても責任を押し付けられるかもしれない。そんな状況では私はどうすることもできないかもしれない。

個人として「たいしたこと無いオッサン」のセクハラに直面したときに、「NO!」と拒絶する勇気を持つことは大事である。しかし、それ以上に被害者の立場をよく理解し、責任が彼女たちに向かないようにするよう、社会全体の考えを改めていくことが、今後非常に重要となってくるであろう。

(本学メディアプロデュース学部メディアプロデュース学科3年)



第3回 被害者の心理と被害からの回復 ～被害者対応のポイント～

鈴木 紗英

昨今よく耳にする～ハラスメント。解決策が非常に難しい領域の心理的暴力だ。セクシュアルハラスメントはどのような定義で成立するのかと言うと、された側が「不快」だと感じたら成立だ。このように被害者の感じ方で成立してしまうことから、法的に罰則を設けることが難しいというのが厄介な点である。そのため高山先生の講義から、ハラスメントを受けた時の対処の仕方を知っておくことはとても重要なことであると感じた。

被害者が忘れてはならないのは、加害者に加害意識がほとんど見られないケースも多いということだ。その例として、モラルハラスメントがある。これは被害者の努力で改善できる問題ではないということを知っておかなければならない。冒頭に「解決が非常に難しい」と述べたが、その解決策の一つに「撤退」があると知り、逃げてしまうようで被害者側はさらにストレスを強いられるのではないかと思ったが「私のせいかもしれない」という心境にさせられるのは不当である。

また、解決は出来なくても「区切り」を付けることは、これから待っている明るい未来に向けてとても大切なことだと思った。

女性管理職を増やそうと試みている日本と少子高齢化の日本の両局面を考えるとマタニティーハラスメントの問題は特に日本社会全体で考えるべきことである。また、先日ニュースで「オワハラ」という言葉を耳にした。就職活動の内定を出すからこれ以上就職活動をやるなと言うものだ。頑張っている学生までハラスメントを受ける時代となっている。ハラスメントによって働く場が制限されてしまう今の日本社会が、誰もがワークライフバランスが保てる社会になることを願う。

被害者が唯一コントロールできるのは、「自分自身」だけであるという言葉が印象的だった。加害者によって人生を不当に支配されないように自分の心は自分で守らなければならない。

(本学交流文化学部交流文化学科2年)

新任所長挨拶

ジェンダー・女性学研究所所長 渡辺かよ子 (文学部教授)

2015年度より、酒井晶代先生の後任として、ジェンダー・女性学研究所の運営を担当させていただくことになりました。ジェンダーや女性学の専門研究者ではない私にとりまして、本研究所の運営担当は大変荷が重いのが正直なところですが、人間の生き方や社会の在り様を考察する際、ジェンダーや女性学・男性学という視点は根源的な重要性を持っていると確信しています。本研究所が、「違いを共に生きる」を教育理念として掲げる本学での教育や学問研究をジェンダーの視点から問い直し、貧困や差別等、個人の潜在的可能性の実現を阻む「構造的暴力」の克服と「積極的平和」(J. Galtung)の実現に向けた、小さくとも確かな原動力となることを願っています。どうかよろしくご指導ご支援をお願いいたします。

ジェンダー雑感 NGO活動を通じて

羽佐田 美千代

愛知淑徳大学を卒業して30年、卒業後人生を迷っていた時期を経て、民間の国際協力団体であるアジア保健研修所(AHI)で働き始めて、もう25年!毎年、今度はもうちょっとうまくできるかしらなんて思いつつ、四半世紀をここで過ごしてきたことに、自分でもちょっとビックリしています。

AHIは、アジアの貧しい人たちの健康を守るための保健ワーカーを育成しています。こういう職場にいると、ジェンダーについて考えさせられることが多くあります。

途上国では貧しい人たちの健康を守る一つの役割を「保健ボランティア」が担っていますが、その多くは女性たちです。わずかな手当で、もしくは何も報酬がなくても、家族の健康を守るのと同じように、まわりの人たちの健康を守るために、自分ができることをしています。保健センターの活動を皆に伝えたり、検診の時はセンターの人を手伝ったり、また困っている人を行政やNGOにつないだり。地域の役に立てることを喜びとして、生き生きと活動しています。

一方でバングラデシュの農村部では、まだ女性の権限は限定されており、食料品の買い物でさえ男性がしていて、女性たちは現金を手にする事ができません。子どもの体調が悪くても、夫の同意がなければ医者に行くことも薬を買うこともできないのです。そういった中で女性が編み出したセーフティネットとして「エク・ムスティ・チャール(ひとつかみのお米)」があります。毎日、家族のごはんを炊くときに、ひとつかみのお米をそこから取り分けて別の容器に入れておきます。一日の量はわずかですが、一カ月もすれば、まとまった量になります。そのお米をいざという時に市場で売って現金にし、薬代などの必要に充てるのです。へそくりというには、せつない状況ですが、それを女性の知恵として、代々母から娘に伝えています。

貧しくて、わずかなものしか持っていないけれども、その中で工夫して、家族のためにできることをしていく女性たち。そういった女性たちの伝統的な習慣にAHIの元研修生たちは目を留め、個々でしてきた「ひとつかみのお米」をグループ活動に取り入れました。それぞれ貯めたお米を10数人が毎週持ち寄り、市場で現金化したり、グループの中のより貧しい人に市場で買うのよりも安い金額で売ったりします。そうして貯めたグループの貯金から、グループメンバーは必要

に応じて借りることができます。こうして女性たちは、小さな商売を始めたり、井戸を掘ったり、子どもの学費にあてたりと、少しずつ生活を確かなものにしていきます。グループからの借金で買った場合は、家や土地を女性の名義にして、夫から離婚できないようにするという工夫も聞きました。

何と言っても、収入を手にする、家庭の中で発言力を増すのは、どの国においても確かなことでしょう。

先日、ある宗教を信仰する日本人の女性のお話を聞きました。英国のその宗教の料理を出すレストランで、長い行列の後ろに並んだところ、まわりの人(みんな男性だったようですが)に「なぜ女性なのに、こんなところに並んでいるのか。先頭にいきなさい」と言われて、よくわからないまま先頭に行ったら、誰にも文句を言われることなく最前列に入れてくれ、料理を買うことができたそうです。

彼女はその宗教の中で、女性が大切にされている事例として、この経験を話してくれました。でもなんとなく、私には居心地悪く感じられました。行列に並ぶという行為に男女の性差はそんなに関係ないのに、そこで特別扱いされた分、どこか他のところで自分の望まないところに追いやられそうな気がするの、杞憂でしょうか。

インフォームドコンセント(説明と同意)が言われるようになって久しいのに、まだ病院によっては十分な説明をしてもらえないこともままあります。専門家と素人という関係に「お任せ」を専門家の方から要求されることの息苦しさを思い出しました。

こういったことは多くの場面に存在しますし、またいろんな関係性の中に存在することでしょう。

ある人の提案を受けて「AHI女子会」を昨年度から始めました。なぜ女子会なのかと聞くと「男性は一般論を語る人が多いけど、女子は自分のことを自分の言葉で語るから。そんな中でこそ、元気をもらえる」とのこと。確かに女子会には、いろんな夢にチャレンジする女子が集まり、毎回とても刺激的です。

でも男子の母でもある私は、男子も自分のことを自分の言葉で語れるようになるには、どうしたらいいのかと悩みつづきます。

昭和59年度本学文学部国文学科卒
公益財団法人 アジア保健研修所(AHI) 職員

ジェンダー雑感

白石 淑江



前号に続いて、来し方を振り返ってみることにする。私が保育者養成の仕事に携わるようになったのは、産休明けから子どもを受け入れる乳児保育所を開設した叔母の影響が大きい。保健婦として働いていた彼女は、これからは女性が働く時代と40代半ばで退職し、自宅を改装して定員40人(0歳児から3歳児まで)の小さな保育園を開設した。「ポストの数ほど保育所を」との声が全国各地で高まり始めた1960年代末のことである。当時は3歳児神話が定着していたため、子どもを預けて働くことに戸惑いを覚えている母親たちも多く、保育者も保護者も連携を密にとり、子ども一人ひとりを大事に育てようと精一杯頑張っていた。それゆえ、保護者と保育者は同志のように固い絆で結ばれていたように思う。また、保育者たちは、子どもの発達や保育内容、健康管理などに関する勉強会を定期的に関き、熱心に保育の向上に取り組んでいた。私は間もなく短大の保育科に就職することになったが、その後も長期の休みを利用してはよく保育園に通い、一緒に勉強させていただいた。

それから8年後、私は夫の仕事の都合で愛知県に転居した。短大を退職し、週2日の非常勤講師を務め、あとは専業主婦をしながら不妊治療に通った。しかし、親しい人々とのつながりを失った私は、強い孤立感に襲われた。大きな団地の片隅に取り残された日々の空虚感は今でも忘れられない。そして、そこから抜け出そうと行動を起こすうちに、地域の子育て支援活動に取り組む人たちに出会うことができた。名古屋市の社会教育センター(現在の生涯学習センター)では託児付き講座が開かれ、「子育て期だからこそ学びたい」という思いをもつ母親たちが集まっていた。そして、講座終了後には決まって子育てサークルが誕生した。それは子育て家庭の孤立や深刻な育児不安の問題が顕在化した1980年代のことである。公共施設や公園を利用して自主的な活動を行う人たちの中には、子育て支援のボランティアグループを立ち上げる人たちも出てきた。私も非常勤講師をしながら、ボランティアとして活動に参加し、それを調査研究のテーマとした。

現在の地域子育て支援センターが設立したのは、少子化対策として「子育てを支援する社会づくり」が叫ばれるようになった1990年代後半のことである。また、この時代には、子どもの権利条約の批准を機に、

児童虐待が社会問題として取り上げられるようになった。40歳でようやく大学に専任の職を得た私は、子育て支援活動との関連から虐待防止団体の設立に関わった。その活動は電話相談員を養成し、1本の電話回線を引くところから始まった。電話相談窓口を開設すると相談件数は着実に増加し、間もなく電話回線を2本に増やすまでになった。当時はまだ児童虐待防止法が成立していなかったため、時には通告の電話があり、弁護士と連携しながら児童相談所につないでその後の経過を見守った。また、過去の被虐待体験に苦しめられている人からの電話も架かってくるようになった。

しかし、大半の電話は子育てや家族問題で悩む女性たちからであった。孤立感や閉塞感のなかで「このままではわが子を虐待してしまうかもしれない」という危惧を訴えたり、その背景にある家族関係の悩みを打ち明ける電話が多かった。一方、電話の受け手である相談員も大部分が女性であり、皆それぞれの思いを抱いてボランティアを志願した人たちであった。相談員は、匿名の声を丁寧に受けとめ、どうか一人で悩まないでというメッセージを送っていた。私も週1回程度電話相談を担当したが、その一方で保育所での対応やケアを応援したり、地域の虐待予防のシステムづくりにも関わるようになった。

2000年の虐待防止法成立以降、わが国の虐待防止対策は段階的に充実発展してきている。しかし、残念ながら未だに虐待で亡くなる乳幼児は後を絶たない現状にある。2013年度に虐待によって命を奪われた子どもの数は、親子心中によるものを含めて90人であり、4日に一人が亡くなっていることになる。しかも、そのうちの約3分の2は3歳児未満児であり、加害者の約4分の3は母親である。いずれも、望まない妊娠に悩んでいたたり、経済的な問題や社会での生きにくさを抱えている状況にあったことが明らかになっている。ここ数十年、子育てに関する保健、医療、福祉サービスが整備されてきたが、困っている母親ほどこれらのサービスを知らなかったり、利用しにくい境遇にある。今後は、そのような人たちのために、何か私にできることがあったら協力したいと考えている。

(本学福祉貢献学部教授)

第31回定例セミナーのお知らせ **スポーツはジェンダーバイアスを克服できるか？**

女子柔道の白線黒帯に象徴されるように、近代の女性スポーツは、「ジェンダー差異の文化装置」であったとも考えられる一方で、男女同権を具現化していく過程でもあった

1992年バルセロナオリンピック銀メダリストでスポーツ社会学者の溝口紀子さんが、女性柔術／柔道の歴史を取り上げ女の「生きづらさ」を「生きる術」に変える発想転換についてお話されます。

講師 溝口紀子(柔道家／静岡文化芸術大学准教授)
2015年11月20日(金)11:10～12:40 長久手キャンパス 7号棟 722教室

イベントのお知らせ **新井祥さんトークショー**

『性別がない!～両性具有の物語～』などのコミックで著名な新井祥さんに学生がジェンダーに関わるさまざまな質問を投げかけます。

ゲスト 新井祥(マンガ家、専門学校講師) 企画・進行 ジェンダー研究会こあるっく
2015年12月12日(土)10:30～12:00 星が丘キャンパス1号館3階 教室未定

*本学ビジネス学部 福本・平田ゼミ有志 主催「生きている図書館」も同時開催

詳細につきましては、後日愛知淑徳大学ジェンダー・女性学研究所ホームページに掲載いたします。どうぞお気軽にご参加ください。

URL=<http://www.aasa.ac.jp/institution/igws/index.html>

施設利用案内

どなたでもお気軽にお立ち寄り下さい。一人でもお友達と一緒にでも大歓迎です！

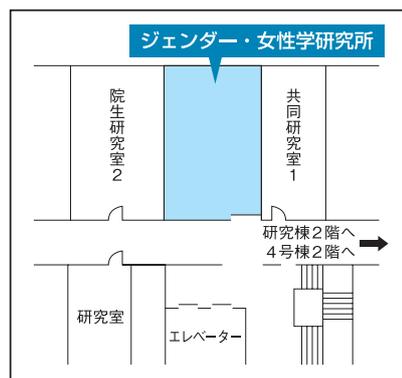
開室日 毎週月曜日～金曜日 **開室時間** 9:00～17:00

場所 愛知淑徳大学長久手キャンパス8号棟 4階

案内図



■長久手キャンパス8号棟 4階



編集後記

7月から8月にかけて3回にわたって本学の先生方にお集まりいただき研究会を開催いたしました。第1回目は心理学部の久保南海子先生に、第3回目は健康医療科学部の鈴木朋子先生に、ご自身の経験をもとに育児と研究の両立についてお話いただいた後、思いや意見共有の場を持つことができました。第2回目は平成8年度に実施した社会における男女のあり方に関する意識調査について今後の再調査の可能性についてご意見を頂戴しました。

(石河 敦子)

ASU・IGWS2015年度

運営委員 _____
渡辺かよ子(所長兼) 石田好江 小野美和
佐藤朝美 田邊宗子 平林美都子
福本明子 森井マスミ 米倉五郎
事務担当 _____
石河敦子